

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

登録適合性確認機関 業務規程

改訂記録

改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2023.04.05	—	新規制定

目次

1.	適用	1
1.1	一般	1
2.	用語の定義	1
2.1	一般	1
3.	適合性確認の業務を行う時間及び休日	1
3.1	適合性確認の業務を行う時間及び休日	1
4.	事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域	2
4.1	事業所の名称	2
4.2	適合性確認の業務を行う区域	2
5.	適合性確認の料金の算定及び収納	2
5.1	適合性確認の料金の算定	2
5.2	適合性確認の料金の収納	2
6.	適合性確認の実施の方法	2
6.1	適合性確認の申請	2
6.2	適合性確認の申請用図書	3
6.3	適合性確認申請の受理及び契約	3
6.4	適合性確認の実施方法	3
6.5	証明書の交付等	5
6.6	適合性確認の申請の取下げ	5
6.7	適合性確認の実施のための業務体制	5
6.8	適合性確認に係る標準処理期間	5
7.	適合性確認に関する公正の確保	6
7.1	機密保持	6
7.2	公正の確保	6
8.	適合性確認員の配置、選任及び解任	7
8.1	適合性確認員の配置	7
8.2	適合性確認員の選任	7
8.3	適合性確認員の解任	7
9.	適合性確認に係る文書等の保存	7
9.1	文書等の保存期間	7
9.2	文書等の保存方法	7
10.	経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知	7
10.1	経済産業大臣への通知	7
11.	雑則	8
11.1	業務規程の公開	8
11.2	帳簿の記載事項及びその公開	8
11.3	財務諸表等の備置き及び閲覧等	8

附属書 A.	適合性確認の料金の算定	9
A.1	適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証未取得の場合）	9
A.2	適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証取得済の場合）	10
附属書 B.	適合性確認の申請用図書	11
B.1	適合性確認の申請用図書（共通）	11
B.2	適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証未取得の場合）	11
B.3	適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証取得済の場合）	16
附属書 C.	適合性確認の審査方法	18
C.1	一般	18
C.2	適合性確認の審査方法（特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合）	18
C.3	適合性確認の審査方法（特殊電気工作物が洋上風力発電所に設置される場合）	19
附属書 D.	適合性確認に係る業務約款	20
D.1	総則	20
D.2	業務期日	20
D.3	審査中の申請内容の変更	20
D.4	債務不履行責任	20
D.5	申請図書に対する甲の責任	21
D.6	適合性確認結果に対する乙の責任	21
D.7	秘密保持	21
D.8	別途協議	21
D.9	準拠法及び合意管轄等	21

1. 適用

1.1 一般

- 1. この規程は、一般財団法人日本海事協会（以下、本会という）が、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、以下「法」という。）第 67 条の規定に基づく登録を受けて、法第 48 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特殊電気工作物に対する適合性確認を行うことについて定める。
- 2. この規程の内容は、法第 73 条第 2 項及び電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号、以下「規則」という）第 110 条に基づく。
- 3. 適合性確認業務は、法及びこれに基づく命令のほか、この規程により、公正かつ適正に実施するものとする。

2. 用語の定義

2.1 一般

- 1. 本規程で用いる主な用語及び定義を下表に定める。

用語	定義
特殊電気工作物	法第 48 条の 2 第 1 項の事業用電気工作物であって荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものであって、風力発電設備のうち風車及び風車を支持する工作物。（規則第 67 条の 2）
技術基準	発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第 五十三号）
申請者	適合性確認の業務に係る申請書を提出する者をいう。
NK-PASS	本会ウェブサイト上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。
ウィンドファーム認証	公益財団法人日本適合性認定協会が当該協会の認定基準「JAB PD366: 2017「認定の基準」についての分野別指針－風力発電システム：ウィンドファーム、プロジェクトー」に基づき、ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）の製品認証機関として認定した認証機関による認証。
第三者認証機関	公益財団法人日本適合性認定協会が当該協会の認定基準「AB PD366: 2017「認定の基準」についての分野別指針－風力発電システム：ウィンドファーム、プロジェクトー」に基づき、ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）の製品認証機関として認定した認証機関。

3. 適合性確認の業務を行う時間及び休日

3.1 適合性確認の業務を行う時間及び休日

- 1. 適合性確認の業務を行う時間は、次の通りとする。
平日 午前 9 時から午後 5 時 20 分まで（ただし、正午から午後 1 時までの時間を除く。）
- 2. 前-1. の休日は、次の通りとする。
 - (1) 土曜日並びに日曜日。
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。
 - (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日。
- 3. 本会が必要と認める場合には、前-1. 及び前-2. の規定に関わらず、実施日以外の日及び実施時間外に適合性確認を行うことができるものとする。

-4. 本会の事情により、やむを得ないと判断したときは、前-3. の規定に関わらず、実施日であっても休業する場合がある。

4. 事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域

4.1 事業所の名称

- 1. 適合性確認の業務を行う事業所の名称及び所在地は、以下に定めるところとする。
名称 : 一般財団法人日本海事協会 事業開発本部 環境・再生可能エネルギー部
所在地 : 東京都千代田区紀尾井町4番7号

4.2 適合性確認の業務を行う区域

- 1. 適合性確認の業務を行う区域は、日本全域とする。

5. 適合性確認の料金の算定及び収納

5.1 適合性確認の料金の算定

- 1. 適合性確認の業務に関する手数料は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて**附属書 A.1** に定める。
- 2. 前-1. に関わらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合、適合性確認の業務に関する手数料は**附属書 A.2** に定める。

5.2 適合性確認の料金の収納

- 1. 適合性確認の業務に関する手数料は、請求書発行日から60日以内に本会が指定する銀行口座へ現金一括の振込みとし、振込手数料は申請者側の負担とする。なお、請求及び支払は円建てとする。
- 2. 支払いの滞滞の場合は、年5%の割合による遅延損害金を申し受ける。
- 3. 本会は、申請者がその都合により、業務依頼を取り下げたときは、業務の既実施部分についての手数料を、申請者から申し受ける。
- 4. 収納した認定に係る手数料は返還しない。ただし、本会の責に帰すべき事由により証明書の発行等が実施できなかった場合には、申請者に返還する。

6. 適合性確認の実施の方法

6.1 適合性確認の申請

- 1. 申請者は、適合性確認申請書（様式：RCAB-01-01）及び別途規定する申請用図書を提出するものとする。なお、これらの申請書および申請用図書は、全て和文で作成され、かつ電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるデータ（例：PDF）で提出する。
- 2. 申請書及び申請用図書は、原則としてNK-PASSを利用して提出するものとし、本会が適当と認める場合は、電子メールもしくは申請者が別途用意するサーバーを経由しても差し支えない。
- 3. 前-1. にかかわらず、申請者は、申請に先立ち、申請を予定する特殊電気工作物に係る資料等を用い、本会に事前相談することができる。事前相談を受けた場合、申請者の求めに応じて、本会は申請書（案）の内容の確認を行い、加えて5.1に規定する適合性確認の料金に係る見積書の案を申請者に提示する。

6.2 適合性確認の申請用図書

- 1. 適合性確認の申請用図書は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて**附属書 B.1 及び B.2**に定める。
- 2. 前-1. に関わらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、適合性確認の申請用図書は**附属書 B.1 及び B.3**の内容としてよい。

6.3 適合性確認申請の受理及び契約

- 1. 本会は、6.1-1. の申請があったとき、次に掲げる事項について不備がないことを確認する。
 - (1) 申請のあった特殊電気工作物が法第 48 条の 2 及び規則第 67 条の 2 で定める特殊電気工作物に該当すること。
 - (2) 申請用図書に形式上の不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 申請内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2. 本会は、前-1.の規定において申請用図書に不備を認めた場合は、その補正を申請者に求める。
- 3. 本会は、前-2.の規定において相当期間を定めて補正を求めたが、当該期間内に補正されない場合、もしくは補正の余地のない場合は受理できない理由を説明し、申請用図書を申請者に返却する。
- 4. 前-1. において不備等がないことを確認できた場合または前-2. において補正された場合には、本会は、申請書に受理印を押印したものを承諾書として申請者に交付する。この場合、申請者は**附属書 D.**に定める適合性確認に係る業務約款を了解し、本会との間で契約を締結したものとする。
- 5. 申請者が、正当な理由なく適合性確認に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、本会は前-4. の契約を解除することができる。この場合、申請者にその理由を説明し、交付した証明書を無効とする。

6.4 適合性確認の実施方法

- 1. 本会は、適合性確認の申請を受理したのち速やかに適合性確認員 2 名以上に審査を実施させる。
- 2. 規則第 107 条に定められる適合性確認を適切に実施するために引用する主な基準、規格、指針等は、次に掲げるとおり。
 - 1) 適合性確認の対象設備及び設置場所に関わらず共通
 - 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省，通商産業省令第五十三号，最終改正：平成二九年三月三十一日経済産業省令第三二号）
 - 20140328 商局第 1 号「発電用風力設備の技術基準の解釈」（改正 20230310 保局第 2 号）
 - 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説（経済産業省，令和 5 年 3 月 20 日改正）
 - 煙突構造設計指針（日本建築学会，2007 年）
 - JIS C 1400-1:2017：風力発電システム－第 1 部：設計要件
 - IEC 61400-1:2019：Wind energy generation system - Part 1: Design requirements
 - IEC 61400-6:2020：Wind energy generation systems - Part 6: Tower and foundation design requirements
 - JIS C 1400-12-1:2010：風車－第 12-1 部：発電用風車の性能試験方法
 - IEC 61400-12-1:2017：Wind energy generation system - Part 12-1: Power performance measurements of electricity producing wind turbines
 - JIS C 1400-24:2014：風車－第 24 部：雷保護
 - ISO 273:1979：Fasteners - Clearance holes for bolts and screws
 - ISO 4354:2009：Wind actions on structures

- EN 1993-1-4:2007. Design of steel structures – Part 1-4: General rules - Supplementary rules for stainless steels
 - EN 1993-1-6:2007. Design of steel structures – Part 1-6: Strength and Stability of Shell Structures.
 - EN 1993-1-9:2005 (E). Design of steel structures – Part 1-9: Fatigue.
 - その他、本会が適当と認める基準、規格、指針
- 2) 陸上風力発電所
- 風力発電設備支持物構造設計指針・同解説 [2010年版] (土木学会)
 - 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会, 2019年)
 - 杭基礎設計便覧 (日本道路協会 令和2年9月)
 - 基礎部材の強度と変形性能 (日本建築学会 2022年)
 - NKRE-GL-WFC01, Edition: March 2023, ウィンドファーム認証 陸上風力発電所編 (日本海事協会 2023年3月)
 - fib Model Code for Concrete Structures 2010 (CEB-FIP Model Code 2010)
 - CEB-FIP Model Code 1990
 - その他、本会が適当と認める基準、規格、指針
- 3) 洋上(着床式)風力発電所
- 洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説 (令和2年3月版) (洋上風力発電施設検討委員会)
 - 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会, 2018年)
 - JIS C 1400-3 : 風車-第3部 : 洋上風車の設計要件
 - IEC 61400-3-1 : Wind energy generation systems-Part3-1: Design requirements for fixed offshore wind turbines
 - ISO 12944: Paints and varnishes — Corrosion protection of steel structures by protective paint systems
 - ISO 19902: 2007, Petroleum and natural gas industries — Fixed steel offshore structures
 - API-RP2A-LRFD 2nd Edition, Planning, Designing and Constructing Fixed Offshore Platforms – Load and Resistance Factor Design, 2019
 - API-RP2A-WSD 22nd Edition, Planning, Designing and Constructing Fixed Offshore Platforms – Working Stress Design, 2014
 - その他、本会が適当と認める基準、規格、指針
- 4) 洋上(浮体式)風力発電所
- 洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説 (令和2年3月版) (洋上風力発電施設検討委員会)
 - IEC TS 61400-3-2 : Wind energy generation systems-Part3-2: Design requirements for floating offshore wind turbines
 - NKRE-GL-FOWT01, Edition: December 2021, 浮体式洋上風力発電設備に関するガイドライン (浮体式洋上風力発電設備 船級検査) (一般財団法人 日本海事協会, 2021年12月)
 - その他、本会が適当と認める基準、規格、指針
- 3. 適合性確認員は、規則第107条に定められる適合性確認を適切に実施するため、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて本規程の**附属書C**に定める方法により審査を行う。
- 4. 前-3.にかかわらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、次に定める方法により審査を行う。
- (1) 申請用図書のうち、工事計画書に添付する特殊電気工作物に係る図書が、ウィンドファーム

認証に係る認証文書に記載の審査対象図書の内容と相違ないことを確認する。

- (2) ウィンドファーム認証の認証文書に、技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定を満足していることが過不足なく記載されていることを確認する。
 - (3) 審査を行うに際し、申請用図書の記載事項に疑義があり、提出された申請用図書のみでは評価を行うことが困難であると認めるときは、追加の図書を求めて審査を行う。
 - (4) 特殊電気工作物の設置場所が洋上（着床式）風力発電所もしくは洋上（浮体式）風力発電所の場合は、申請者からの求めがあれば、港湾法に基づく適合性確認を行う登録確認機関である一般財団法人沿岸技術研究センターとの合同審査の開催要否を検討する。
- 5. 適合性確認員は、審査上必要あるときは、申請用図書に関し申請者に説明を求めることができる。

6.5 証明書の交付等

- 1. 本会は、6.4による適合性確認の結果、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定の全てに適合していることを確認したときは、法第48条の2の規定に基づき、申請者に証明書を交付する。

6.6 適合性確認の申請の取下げ

- 1. 申請者は、申請者の都合により証明書の交付前に適合性確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下届を本会に提出する。この場合、本会は適合性確認の業務を中止し、提出された申請用図書を申請者に返却する。

6.7 適合性確認の実施のための業務体制

- 1. 本会は、環境・再生可能エネルギー部長を適合性確認業務の統括管理者に任命し、適合性確認の業務に従事する職員を、環境・再生可能エネルギー部に配置する。
- 2. 統括管理者は、適合性確認の業務を統括し、適合性確認の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講じるものとし、本会が行う全ての適合性確認について責任を有するものとする。
- 3. 統括管理者は、適合性確認に係る審査の適正な実施のために、各分野の経験・技術を有する本会職員以外の者を適合性確認委託専門家として委嘱して選任する。
- 4. 適合性確認に従事する職員は、その職務の執行にあたって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行わないようにしなければならない。

6.8 適合性確認に係る標準処理期間

- 1. 適合性確認に係る標準処理期間は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて次のとおりとする。なお、いずれも6.3-4.に規定する申請書に受理印を押印した日を起点とする。

発電所種別	標準処理期間
陸上風力発電所	4 か月
洋上（着床式）風力発電所	12 か月
洋上（浮体式）風力発電所	12 か月

- 2. 前-1.に記載の標準処理期間については、次に掲げる条件を満足することを前提としており、これらの条件から逸脱する場合には、前-1.に記載の標準処理期間は適用されない。

- (1) 申請者は、本会から提出された申請用図書の内容について説明を求められたときは、これに応じること。
- (2) 提出された申請用図書の内容を精査した結果、本会が提出された書類のみでは適合性確認に係る業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加図書の提出を請求した場合、申請者は本会との間で合意のうえ定めた期日までに追加図書を本会に提出すること。

- (3) 本会が審査中に技術基準に照らして提出された申請用図書に関する是正事項を指摘した場合、申請者は本会との間で合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとること。また、本会が指摘する是正事項により、申請内容が大幅に変更されないこと。
 - (4) 申請者の都合により、申請内容が大幅に変更されないこと。
 - (5) 申請者が提出する申請用図書に虚偽の記載がないこと。
 - (6) 本会の業務期間中に、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力が発生しないこと。
- 3. 前-1. にかかわらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、適合性確認に係る標準処理期間は、適合性確認の対象設備及び設置場所に依じて次のとおりとする。なお、いずれも 6.3-4. に規定する申請書に受理印を押印した日を起点とする。

発電所種別	標準処理期間
陸上風力発電所	1 か月
洋上（着床式）風力発電所	1 か月
洋上（浮体式）風力発電所	1 か月

7. 適合性確認に関する公正の確保

7.1 機密保持

- 1. 適合性確認の審査実施を目的として本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためにいかなる第三者にも開示しない。本会が実施した業務結果は、同様に機密の取扱いとする。
- 2. 本会の役員及びその職員（確認員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 3. 前-1. に関わらず、文書、情報又は業務結果の内容もしくは写しは、裁判所からの命令、訴訟手続き又は経済産業省から法に基づく正当な権限により要請がある場合に限ってはこれを開示する。

7.2 公正の確保

- 1. 本会の役員又は職員（確認員含む。）が、適合性確認の審査に係る申請を自ら行った場合又は代理人として適合性確認の審査の申請を行った場合は、適合性確認の審査に係る業務を行わないものとする。
- 2. 本会の役員又は職員（確認員含む。）が、適合性確認の審査に係る特殊電気工作物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該特殊電気工作物に係る適合性確認の審査の業務を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 建設工事に関する業務
 - (3) 工事監理に関する業務
- 3. 本会の役員役員又は職員（確認員含む。）で、本会以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（確認員を含む。）は当該申請に係る評価を行わないものとする。
 - (1) 適合性確認の審査に係る申請を自ら行った場合又は代理人として適合性確認の審査に係る申請を行った場合

- (2) 適合性確認の審査に係る申請に係る特殊電気工作物について前-2. に示す (1) から (3) までに掲げる業務を行った場合
- 4. 本会は、前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、適合性確認の審査に係る業務の公正な実施に支障を及ぼす恐れがある場合は、適合性確認の審査に係る業務を行わないものとする。

8. 適合性確認員の配置、選任及び解任

8.1 適合性確認員の配置

- 1. 適合性確認員は、4.1-1.に規定する事業所に配置する。

8.2 適合性確認員の選任

- 1. 本会は、法第 69 条第 1 項第 2 号の規定に適合する職員を適合性確認員に選任する。

8.3 適合性確認員の解任

- 1. 適合性確認員が以下のいずれかに該当する場合、本会は当該適合性確認員を解任する。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき。
 - (2) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反があったとき、その他適合性確認員としてふさわしくない行為があったとき。

9. 適合性確認に係る文書等の保存

9.1 文書等の保存期間

- 1. 適合性確認に係る文書等（申請者が提出する審査用図書、証明書、帳簿、財務諸表等）の保存期間は次の通りとする。

文書区分	保存期間
申請者が提出する審査用図書	本会が適合性確認に係る業務を廃止するまで
本会が発行する証明書	本会が適合性確認に係る業務を廃止するまで
法第 75 条第 1 項に規定する財務諸表等	本会が適合性確認に係る業務を廃止するまで

9.2 文書等の保存方法

- 1. 適合性確認に係る文書等（申請者が提出する審査用図書、証明書、帳簿など）の保存は、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存する。
- 2. 前-1. で保存した電磁的方法により記録されたデータを印刷した書類がある場合であっても、当該データを原本として扱うものとする。

10. 経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知

10.1 経済産業大臣への通知

- 1. 本会は、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定の全てに適合していることを確認したときは、法第 48 条の 2 の規定に基づき、証明書を交付する。
- 2. 本会は、前-1. の証明書の交付に際して、11.2-1.のとおり帳簿を作成し、11.2-2. のとおりこれを公表する。
- 3. 適合性確認の結果については、定期的に経済産業大臣に通知する。

11. 雑則

11.1 業務規程の公開

- 1. 本会は、本規程をインターネット上に開設した本会ホームページ（<http://www.classnk.or.jp/>）において公表するものとする。

11.2 帳簿の記載事項及びその公開

- 1. 法第 79 条及び規則第 113 条の規定に基づき、以下の事項を含む帳簿を作成する。
 - (1) 適合性確認を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 適合性確認を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地
 - (3) 適合性確認の申請を受けた年月日
 - (4) 適合性確認を行った特殊電気工作物の概要
 - (5) 適合性確認の場所
 - (6) 適合性確認を行った年月日
 - (7) 適合性確認員の氏名
 - (8) 適合性確認の結果
 - (9) その他適合性確認に関し、本会が必要と認めた事項
- 2. 前-1. の帳簿は、インターネット上に開設した本会ホームページ（<http://www.classnk.or.jp/>）において四半期ごとに公表するものとする。

11.3 財務諸表等の備置き及び閲覧等

- 1. 本会は、毎事業年度（1 月～12 月）経過後 3 か月以内に、その事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）を作成し、9.1 及び 9.2 に記載の内容に基づき保存する。
- 2. 特殊電気工作物設置者その他の利害関係人から、3.1 に記載の業務時間内に次に掲げる請求があった場合、本会はそれに対応する。
 - (1) 財務諸表等閲覧又は謄写
 - (2) 財務諸表等の謄本又は抄本の請求
- 3. 前-2. の(1) への対応としては、経済産業省令で定める電磁的方法として、規則第 112 条第 2 項により、以下に示す方法とする。
 - 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。
- 4. 前-2. (2) への対応として、謄本または抄本の提供にあたっては、個別の事例に応じて本会が適当と認める費用を申し受ける。

附属書 A. 適合性確認の料金の算定

A.1 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証未取得の場合）

- 1. 特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合、適合性確認の概算料金を表 A-1 に示す。なお、この手数料は、発電所内の特殊電気工作物について以下に掲げる条件に基づいて変動することから、6.1-3.に示す事前相談で得た情報に基づいて見積金額を算定し、申請者に提示する。
- 基数
 - 複数基ある場合、風車ハブ高さの違いの有無
 - 風車（RNA）のバックアップ電源設備の有無
 - 風車（RNA）に対するサイト荷重が認証設計荷重を上回るか否か。
 - 複数基ある場合、タワー形式の違いの有無
 - タワー設計について、風車支持構造物設計指針・同解説〔2010年版〕の規定から逸脱する項目があるか否か。
 - 建設地点において液状化の恐れがあるか否か。
 - 建設地点において地盤改良を実施するか否か。
 - 複数基ある場合、基礎形式として直接基礎と杭基礎が混在するか否か。
 - 基礎設計について、風車支持構造物設計指針・同解説〔2010年版〕の規定から逸脱する項目があるか否か。
 - その他本会が考慮すべきと判断する項目

表 A-1 特殊電気工作物が陸上発電所に設置される場合の適合性確認手数料

審査項目	手数料（概算・税抜）
1. 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。	6,000,000 円 ～ 8,500,000 円
2. 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。	
3. 上 2. の照査の実施方法が適切であること。	

- 2. 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所に設置される場合、適合性確認の概算料金を表 A-2 に示す。なお、この手数料は、発電所内の特殊電気工作物について以下に掲げる条件に基づいて変動することから、6.1-3.に示す事前相談で得た情報に基づいて見積金額を算定し、申請者に提示する。
- 基数
 - 基礎形式
 - 複数基ある場合、風車ハブ高さの違いの有無
 - 風車（RNA）のバックアップ電源設備の有無
 - 風車（RNA）に対するサイト荷重が認証設計荷重を上回るか否か。
 - 複数基ある場合、タワー形式の違いの有無
 - 連成解析を実施する代表基の基数
 - 基礎の設計計算書の構成
 - その他本会が考慮すべきと判断する項目

表 A-2 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所に設置される場合の適合性確認手数料

審査項目	手数料（概算・税抜）
1. 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。	18,000,000 円 ～ 35,000,000 円
2. 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。	
3. 上 2. の照査の実施方法が適切であること。	

-3. 特殊電気工作物が洋上（浮体式）風力発電所に設置される場合、適合性確認の概算料金を表 A-3 に示す。なお、この手数料は、発電所内の特殊電気工作物について以下に掲げる条件に基づいて変動することから、6.3-4.に示す事前相談で得た情報に基づいて見積金額を算定し、申請者に提示する。

- 基数
- 浮体形式
- 係留形式・アンカー形式
- 複数基ある場合、風車ハブ高さの違いの有無
- 風車（RNA）のバックアップ電源設備の有無
- 風車（RNA）に対するサイト荷重が認証設計荷重を上回るか否か。
- 複数基ある場合、タワー形式の違いの有無
- 連成解析を実施する代表基の基数
- 基礎の設計計算書の構成
- その他本会が考慮すべきと判断する項目

表 A-3 特殊電気工作物が洋上（浮体式）風力発電所に設置される場合の適合性確認手数料

審査項目	手数料（概算・税抜）
1. 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。	18,000,000 円 ～ 35,000,000 円
2. 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。	
上 2. の照査の実施方法が適切であること。	

A.2 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証取得済の場合）

-1. 適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合の適合性確認の料金を以下に示す。

特殊電気工作物が設置される発電所	手数料
陸上風力発電所	500,000 円
洋上（着床式）風力発電所	1,000,000 円
洋上（浮体式）風力発電所	1,000,000 円

附属書 B. 適合性確認の申請用図書

B.1 適合性確認の申請用図書（共通）

- 1. 適合性確認の申請用図書は、規則別表第三により工事計画届への添付書類として指定されている以下に掲げる図書とする。
 - (1) 発電方式に関する説明書
 - (2) 風車の構造図及び強度計算書
 - (3) 支持物の構造図及び強度計算書
 - (4) 雷撃からの風車の保護に関する説明書
 - (5) 風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書（常用電源の停電時の措置を含めて記載すること。）
- 2. 前-1. に加えて、工事計画の対象となる特殊電気工作物を構成する風車の型式認証書も適合性確認の申請図書に加えること。なお、型式認証書が海外の認証機関により発行されている場合に限り、和文ではなく英文で提出しても差し支えない。ただし、英文以外の外国語のみで記載されたものは認められない。
- 3. 申請用図書に型式認証書を含めることが困難である場合は、別途本会が適当と認めるところによる。

B.2 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証未取得の場合）

- 1. 前 B.1 に加えて、附属書 C. の内容を適切に実施するために、以下に掲げる図書を申請用図書に加えなければならない。
 - 1) 風車型式認証に係る資料
 - (1) 型式認証書及び最終評価レポート
 - (2) 設計基準評価適合証明書及びその評価レポート
 - (3) 設計評価適合証明書及びその評価レポート
 - (4) 型式試験適合証明書及びその評価レポート
 - (5) 製造評価適合証明書及びその評価レポート
 - (6) 部品認証書及びその評価レポート
 - 2) 型式認証時の風車設計に係る資料
 - (1) 前 1) の評価レポートに記載されている風車製造者より認証機関へ提出した図面及び計算書のうち、風車型式に応じて本会が指定したもの
 - 3) 風車（RNA）の設計に係る資料
 - (1) 設計基準に係るレポート
 - (2) 型式認証時に設定した設計荷重（認証設計荷重）と全体荷重解析から得られたサイト固有の荷重（サイト荷重）の値、及びそれらの比較に係るレポート
 - (3) サイト荷重が認証設計荷重を超過した場合の、関連する RNA を構成する部品の強度計算に係るレポート
 - (4) 型式認証条件からの振動モード／固有振動数の変化のレポート
 - (5) 型式認証では完全に包含されていない、サイト向けに新たに変更された、又は強化された

- RNAを構成する部品およびシステムがある場合は当該部品／システムに関するレポート
- (6) バックアップ電源を設ける場合に、その要求事項を満足していることが確認できるレポート
 - (7) 風車を安全に停止させるための対策及びその対策に伴う強度評価の結果をまとめた資料
 - (8) 雷撃からの保護についての対策をまとめた資料
- 2. 特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合、**附属書 C.2**の内容を適切に実施するために、前-1.に加えて、以下に掲げる図書をさらに申請用図書に加えなければならない。
- 1) 現地風条件の評価に係る資料
 - (1) 計画サイトの基本情報に係るレポート
 - ※ 以下の情報を含むものとする。
 - サイトの所在地
 - 採用する風車の型式及びその基数
 - 風車レイアウト
 - 風車座標（世界測地系：WGS 84 及び UTM）
 - サイトにおける風車運転の計画（カットイン／カットアウト風速、定格出力、定格風速、パワーカーブなど）
 - (2) 現地観測に係るレポート
 - (3) 発電時の風条件の算定に係るレポート
 - (4) 暴風待機時の風条件の算定に係るレポート
 - (5) 暴風継続時間の算定に係るレポート（バックアップ電源を設ける場合のみ）
 - (6) 現地観測データ（気流解析に適用した観測期間に該当する 10 分間平均値の時系列データ）【本会が必要と認めた場合】
 - (7) 気流解析として実施した CFD 解析結果のデータ【本会が必要と認めた場合】
 - 2) タワーの設計に係る資料
 - (1) タワー及び定着部の図面
 - (2) 設計基準に係るレポート
 - (3) 型式認証書に記載のタワーを採用する場合、型式認証時に設定した設計荷重（認証設計荷重）と全体荷重解析から得られたサイト固有の荷重（サイト荷重）の値、及びそれらの比較に係るレポート
 - (4) 前(3)でサイト荷重が認証設計荷重を超過する場合、もしくは型式認証書に記載のないタワーを採用する場合、サイト荷重を適用したタワーの構造設計の強度計算に係るレポート
 - (5) 採用するタワー及び定着部が風力発電設備支持物構造設計指針・同解説の要求事項を満足していることを示すレポート（B.1-1.(3)に含むものとしてもよい。）
 - (6) 前(4)において風力発電設備支持物構造設計指針・同解説から逸脱する項目がある場合は、それが構造上問題ないことを示すレポート
 - (7) 型式認証条件からの振動モード／固有振動数の変化のレポート
 - 3) 基礎の設計に係る資料

- (1) 地盤改良を行う場合は、その詳細と妥当性を示す資料
 - (2) 液状化の恐れがある場合は、液状化の発生を考慮した検討資料
 - (3) 基礎図面
 - (4) 基礎が風力発電設備支持物構造設計指針・同解説の要求事項を満足していることを示すレポート (B.1-1.(3)に含むものとしてもよい。)
- 3. 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所に設置される場合、**附属書 C.3** の内容を適切に実施するために、前-1. に加えて、以下に掲げる図書をさらに申請用図書に加えなければならない。
- 1) 設計基準書 Part A（サイト条件）
 - ※ 以下の情報を含むものとする。
 - 風車の設置地点
 - 風条件（現地観測結果及び算定根拠を含む）
 - 波条件（現地観測結果及び算定根拠を含む）
 - その他の海象条件（現地観測結果及び算定根拠を含む）
 - 地盤・地質条件（現地観測結果及び算定根拠を含む）
 - 地震条件
 - その他の環境条件
 - 制約条件など
 - 2) 設計基準書 Part B（風車及びタワー）
 - ※ 以下の情報を含むものとする。
 - 適用基準及び規格
 - サイト条件
 - 風車の仕様、及び型式認証時の仕様からの変更がある場合はその変更前後の仕様の比較
 - 荷重計算に関わる設計パラメータ、及び当該荷重解析手法を適用することの妥当性
 - 荷重ケース表
 - 荷重係数及び荷重低減係数
 - 荷重解析モデルの概要
 - シミュレーションの継続時間及びその時間
 - 極値及び疲労に関する設計荷重及び応答解析
 - 塗装及び防蝕システム
 - 3) 設計基準書 Part C（下部工及び基礎）
 - ※ 以下の情報を含むものとする。
 - 適用基準及び規格
 - サイト条件
 - 支持構造物の仕様（付帯設備を含む）
 - 設計方針（要求性能と照査項目、使用材料と材料定数、形状の許容公差及び腐食予備厚など）
 - 荷重計算に関わる設計パラメータ、及び当該荷重解析手法を適用することの妥当性
 - 荷重ケース表（風車メーカー及びタワー・基礎構造設計者との協議の上作成）

- 荷重係数及び荷重低減係数
- 荷重解析モデルの概要
- シミュレーションの継続時間及びその時間
- 極値及び疲労に関する設計荷重及び応答解析
- 材料及び溶接
- 塗装及び防蝕システム

4) 全体荷重解析に係る資料

※ RNAに加えてタワー・下部工・基礎を含む風車構造全体に対するサイト固有の荷重及び荷重の影響が、設計基準に適合するように算定されているかどうかを確認できるものとし、以下の項目を含むものとする。

- 外部条件と設計状況の組み合わせ（例：通常、障害、輸送、設置）
- 現場の状況と風車の運転および安全システムを参照して定義された設計荷重ケース
- 部分安全率
- 計算方法、例えば シミュレーション手順、シミュレーションの数、および風と波の負荷の組み合わせ（該当する場合）
- 全体荷重解析として実施する解析モデル及びその結果の妥当性検証結果（複数の解析モデルによる結果を組み合わせる場合は、適用する解析モデル単体での妥当性検証に加えて、解析モデル間の結果の比較による検証も必要）

5) 支持構造物設計（タワー・下部工・基礎）に係る資料

※ 以下の情報を含むものとする。

- 全体荷重解析の結果に対する支持構造の詳細設計計算書
- 荷重計算で行われた仮定と比較した、計算された支持構造の剛性と減衰のレポート（最終的な構造仕様・諸元と解析モデルの差異の確認）
- 支持構造の詳細な構造設計の設計図と計算書
- 洗堀防止工、着船設備等の支持構造物に関連する付帯設備に係る設計図と計算書
- 設計基準で指定された設計施設に対する提案された腐食防止システムのレポート

6) 海底電力ケーブルの保護設計に係る資料

※ 以下の情報を含むものとする。

- ケーブル仕様と風力発電所のレイアウトのレポート
- 適用可能なサイト条件、設計基準を含むケーブル保護設計のレポート
- 静的および動的負荷に対する強度評価を含む、「基礎における電力ケーブルの固定部分～電力ケーブルの海底埋設地点」の区間に焦点を当てたケーブル保護設計のレポート

-4. 特殊電気工作物が洋上（浮体式）風力発電所に設置される場合、**附属書 C.3**の内容を適切に実施するために、前-1.に加えて、以下に掲げる図書をさらに申請用図書に加えなければならない。

1) 設計基準書 Part A（サイト条件）

※ 以下の情報を含むものとする。

- 風車の設置地点
- 風条件（現地観測結果及び算定根拠を含む）

- 波条件（現地観測結果及び算定根拠を含む）
 - その他の海象条件（現地観測結果及び算定根拠を含む）
 - 地盤・地質条件（現地観測結果及び算定根拠を含む）
 - 地震条件
 - その他の環境条件
 - 制約条件など
- 2) 設計基準書 Part B（風車及びタワー）
- ※ 以下の情報を含むものとする。
- 適用基準及び規格
 - サイト条件
 - 風車の仕様、及び型式認証時の仕様からの変更がある場合はその変更前後の仕様の比較
 - 荷重計算に関わる設計パラメータ、及び当該荷重解析手法を適用することの妥当性
 - 荷重ケース表（風車メーカー及びタワー・基礎構造設計者との協議の上作成）
 - 荷重係数及び荷重低減係数
 - 荷重解析モデルの概要
 - シミュレーションの継続時間及びその時間
 - 極値及び疲労に関する設計荷重及び応答解析
 - 塗装及び防蝕システム
- 3) 設計基準書 Part C（浮体及び係留設備）
- ※ 以下の情報を含むものとする。
- 適用基準及び規格
 - サイト条件
 - 支持構造物の仕様（付帯設備を含む）
 - 設計方針（要求性能と照査項目、使用材料と材料定数、形状の許容公差及び腐食予備厚など）
 - 荷重計算に関わる設計パラメータ、及び当該荷重解析手法を適用することの妥当性
 - 荷重ケース表
 - 荷重係数及び荷重低減係数
 - 荷重解析モデルの概要
 - シミュレーションの継続時間及びその時間
 - 極値及び疲労に関する設計荷重及び応答解析
 - 材料及び溶接
 - 塗装及び防蝕システム
- 4) 全体荷重解析に係る資料
- ※ RNAに加えてタワー・浮体構造・係留設備を含む風車構造全体に対するサイト固有の荷重及び荷重の影響が、設計基準に適合するように算定されているかどうかを確認できるものとし、以下の項目を含むものとする。
- 外部条件と設計条件の組み合わせ

- サイトの条件と風車の運転および安全システムを参照して定義された設計荷重ケース
 - 部分安全率
 - 計算方法（例えば、シミュレーション手順、シミュレーションの数、風と波の組み合わせなど）
 - 解析モデル及びその結果の妥当性検証結果（複数の解析モデルによる結果を組み合わせる場合は、適用する解析モデル単体での妥当性検証結果に加えて、解析モデル間の結果の比較による検証結果も示すこと。）
- 5) 支持構造物設計（タワー・浮体・係留）に係る資料
- ※ 以下の情報を含むものとする。
- 全体荷重解析の結果に対する浮体及び係留設備の詳細設計計算書
 - 浮体及び係留設備の詳細な構造設計の設計図と計算書
 - 着船設備等の関連する付帯設備に係る設計図と計算書
 - 設計基準で指定された設計施設に対する提案された腐食防止システムのレポート
- 6) 電力ケーブルの保護設計に係る資料
- ※ 以下の情報を含むものとする。
- ケーブル仕様と風力発電所のレイアウトのレポート
 - 適用可能なサイト条件、設計基準を含むケーブル保護設計のレポート

B.3 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証取得済の場合）

-1. 適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合、申請用図書はB.2によらず、B.1に規定される図書に加えて以下に掲げる資料を申請用図書として提出することで差し支えない。

- 1) 特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合
 - ウィンドファーム認証書（発行されている場合）
 - サイト条件評価 適合証明書
 - 認証評価報告書（サイト条件評価）
 - 風車設計評価 適合証明書
 - 認証評価報告書（風車設計評価）
 - 支持構造物設計評価 適合証明書
 - 認証評価報告書（支持構造物設計評価，タワー）
 - 認証評価報告書（支持構造物設計評価，基礎）
 - 認証評価報告書（支持構造物設計評価）別添 チェックリスト
 - その他、ウィンドファーム認証発行に際して認証機関が発行した文書（ある場合）
- 2) 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所、または洋上（浮体式）風力発電所に設置される場合
 - ウィンドファーム認証書
 - サイト条件評価評価 適合証明書
 - 認証評価報告書（サイト条件評価）
 - 設計基準評価 適合証明書

- 認証評価報告書（設計基準評価）
- 全体荷重解析評価 適合証明書
- 認証評価報告書（全体荷重解析評価）
- 風車設計評価 適合証明書
- 認証評価報告書（風車設計評価, RNA）
- 認証評価報告書（風車設計評価, CPS）
- 支持構造物設計評価 適合証明書
- 認証評価報告書（支持構造物設計評価, タワー）
- 認証評価報告書（支持構造物設計評価, 基礎）
- 統一的解説への適合性チェックリスト
- その他、ウィンドファーム認証発行に際して認証機関が発行した文書（ある場合）

附属書 C. 適合性確認の審査方法

C.1 一般

- 1. この附属書では、6.4-3. に規定する適合性確認の審査方法について定める。なお、この附属書で規定する審査方法は、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合には適用されない。
- 2. 適合性確認の審査は、原則として以下に掲げる項目を実施する形で行うものとする。
 - (1) 申請用図書をもって審査を行う。
 - (2) 審査を行うに際し、申請用図書の記載事項に疑義があり、提出された申請用図書のみでは評価を行うことが困難であると認めるときは、追加の図書の提出を求めて審査を行う。
 - (3) 審査上必要あるときは、申請用図書に関する質問・コメントをまとめた文書を作成し、申請者に通知する。申請者は、当該質問・コメントに対する回答を文書で作成して本会に提出する。

C.2 適合性確認の審査方法（特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合）

- 1. この項では特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合の審査方法を規定する。
- 2. 主要な評価項目は図 C-1 に示す構成とする。
- 3. サイト条件評価【風条件】では、風車及びその支持構造物の設計に関連するサイト固有の風条件が、現地観測等の結果に基づいて適切に設定されていることを評価する。
- 4. 風車（RNA）設計評価は、風車（RNA）の設計がサイト固有の条件及び設計基準に適合していることを評価する。
- 5. 支持構造物設計評価は、支持構造物（タワー／基礎）の設計がサイト固有の条件及び設計基準に適合していることを評価する。
- 6. 適合性確認員は、前-3. から -5. に示す項目について、必要に応じて適合性確認委託専門家に諮問し、その結果を評価の参考にすることができる。

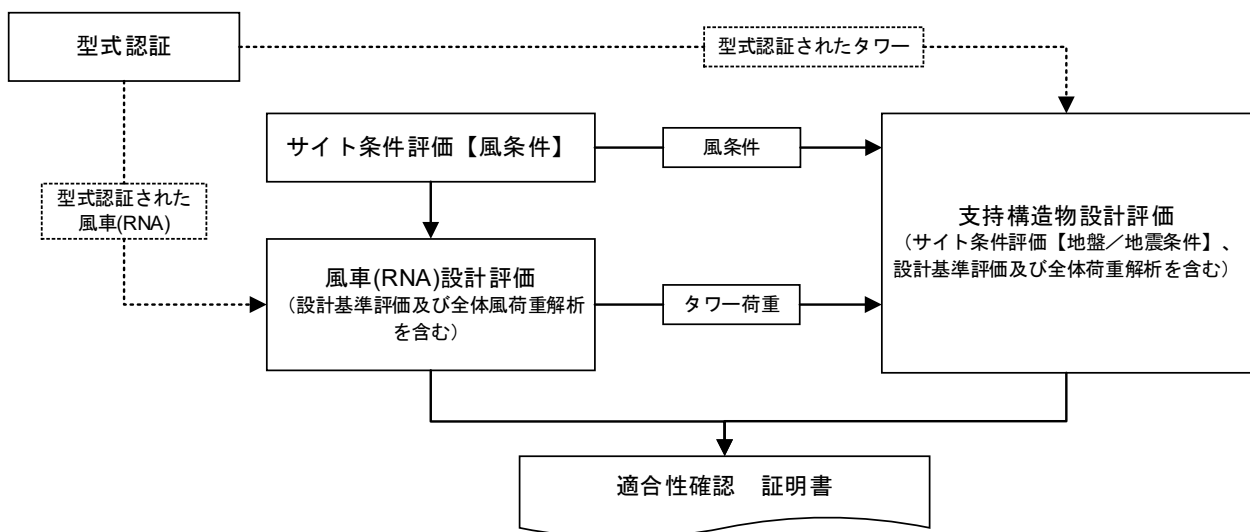


図 C-1 特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合の主要な評価項目とその構成

C.3 適合性確認の審査方法（特殊電気工作物が洋上風力発電所に設置される場合）

- 1. この項では特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所もしくは洋上（浮体式）風力発電所に設置される場合の審査方法を規定する。
- 2. 主要な評価項目は図 C-2 に示す構成とする。
- 3. サイト条件評価は、外部条件が現地観測、現地調査等の結果に基づいて適切に設定されていることを評価する。
- 4. 設計基準評価は、設計基準を正しく文書化し、安全な設計及び発電所建設のために十分なものであるかを評価する。
- 5. 全体荷重解析評価は、風車（RNA）に加えて、支持構造物及び支持地盤を含める、統合された風車全体へのサイト固有の荷重及び荷重の影響が、設計基準に適合するように算定されていることを評価する。
- 6. 風車（RNA）設計評価は、風車（RNA）の設計がサイト固有の条件及び設計基準に適合していることを評価する。
- 7. 支持構造物設計評価は、支持構造物（タワー／基礎）の設計がサイト固有の条件及び設計基準に適合していることを評価する。
- 8. 適合性確認員は、前-3. から -7. に示す項目について、適合性確認委託専門家に諮問し、その結果を評価の参考とする。

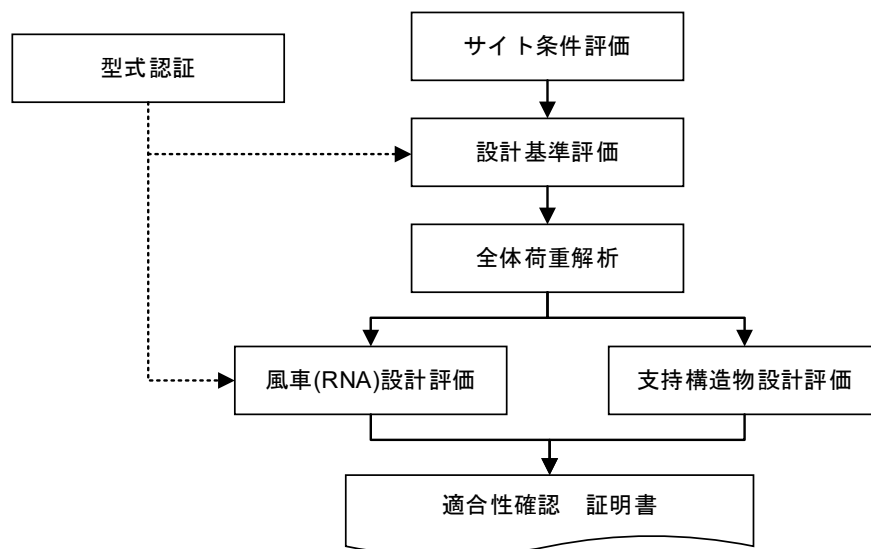


図 C-2 特殊電気工作物が洋上風力発電所に設置される場合の主要な評価項目とその構成

附属書 D. 適合性確認に係る業務約款

D.1 総則

- 1. 申請者（以下、「甲」という。）及び一般財団法人日本海事協会（以下、「乙」という。）は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、以下「法」という。）及びこれに基づく命令を遵守し、この約款（申請書及び承諾書を含む。）及び「登録適合性確認機関 業務規程（以下「規程」という。）」に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2. この契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に承諾書を交付したとき、承諾日をもって、締結がなされたものとする。
- 3. 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4. 甲は、提出した申請用図書について乙から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 5. 乙が提出された書類のみでは業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類の提出を請求した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に提出しなければならない。
- 6. 乙が審査中に規程に基づく業務方法書に示された基準に照らして提出図書に関する是正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 7. この契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによる。

D.2 業務期日

- 1. 乙の業務期日は、D.1-2. に規定する契約締結の日を起点に、6.8 に規定する期間を経過する日とする。
- 2. 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって、前-1. に定める業務期日までに適合性確認業務を完了することができない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。
- 3. 前-2. に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあつては、乙は業務期日を延期することができる。
- 4. 前-2. の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

D.3 審査中の申請内容の変更

- 1. 甲は申請の内容を変更する場合は、直ちに乙に申し出なければならない。なお、当該変更の内容について、乙が大幅な変更と認める場合にあつては、甲は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて乙に申請しなければならない。

D.4 債務不履行責任

- 1. 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。
- 2. 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰す

ことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

D.5 申請図書に対する甲の責任

-1. 甲が乙に提出する申請図書及びこの申請図書を作成するためのデータには、作為もしくは不作為に関わらず虚偽の内容を含めてはならない。この申請図書及びこの申請図書を作成するためのデータに虚偽の内容が含まれていることが立証された場合、乙はこの契約を解除することができる。

D.6 適合性確認結果に対する乙の責任

-1. 乙による適合性確認の結果により、甲が蒙った損失、損害または費用が乙の過失による作為もしくは不作為に起因することが立証されたときは、乙が請求し、かつ、受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、または費用を補償する。

-2. 前 1. に規定する損失、損害または費用の補償請求は、乙から甲に証明書が交付された日から 6 ヶ月以内に乙に対して書面で行われなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは、いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。

D.7 秘密保持

-1. 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

D.8 別途協議

-1. この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

D.9 準拠法及び合意管轄等

-1. 本契約は日本国の法律に準拠するものとし、本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

SERVICE PROCEDURE

NKRE-SP-0009 / 2023年4月

ClassNK

登録適合性確認機関 業務規程

一般財団法人 日本海事協会

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号 TEL 03-5226-2032 E-mail re@classnk.or.jp

RE RENEWABLE ENERGY